

非自発的失業者に係る保険料の軽減措置について

国民健康保険法の改正により、平成 22 年度から、倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料の軽減措置が始まりました。

【軽減制度の内容】

非自発的失業（離職）により国民健康保険へ加入する方の国民健康保険料について、失業（離職）から一定の期間、前年の給与所得を 30/100 として算定し賦課することにより、国民健康保険料を軽減します。

ただし、世帯に属する他の被保険者の所得は通常の種類を用います（給与所得以外は 100/100 として算定します）。

また、確定申告などをされていない方で、所得が確定していない方は軽減となりません。

【軽減措置適用条件】

次のすべての要件を満たしている方に限ります（適用のためには申請が必要です）。

- (1) 離職時点で 65 歳未満であること（離職日が 65 歳を迎える誕生日前々日までであること）。
- (2) 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、特定受給資格者※1、特定理由離職者※2 に該当していること。

※1 離職理由コード 11・12・21・22・31・32

※2 離職理由コード 23・33・34

- (3) 離職日が平成 21 年 3 月 31 日以降であること。

※ 雇用保険の特例受給資格者証（短期雇用特例被保険者の方が所有）及び、高年齢受給資格者証（65 歳到達日以降に離職された方が所有）に上記と同じ離職理由コードが記載される場合がありますが、これらの方は対象外となりますのでご了承ください。

【軽減期間】

離職日の翌日の属する月から、離職日の翌日の属する年度の翌年度末、または国民健康保険の資格喪失までの期間です。

※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

なお、国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。（当初の失業軽減期間内であれば、いったん社会保険へ転出した後、国民健康保険へ戻った際、再び軽減の対象となる場合があります）

また、すでに社会保険の任意継続をされた方で、軽減を適用するほうが保険料の支払いが少なくなると見込まれることにより、国民健康保険への加入を希望される場合は、ご加入の健康保険組合などへお問い合わせください。

【申請方法】

雇用保険受給資格者証と印鑑（認印）をご持参の上、町役場保険年金課で申請してください。

※ 申請には雇用保険受給資格者証が必ず必要となります。雇用保険の受給期間を終了したことなどにより、雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、ハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。